



令和3年度の国民健康保険税率等について 答申を受けました



令和3年6月1日

郡山市市民部

国民健康保険課

担当：青木 千絵

ターゲット 3.8 TEL：924-2146

SDGs ターゲット 3.8 「全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する」

令和3年度の国民健康保険税率本算定を行うにあたり、市長からの諮問に対し、郡山市国民健康保険運営協議会から答申を受けました。

- 日時 令和3年5月31日(月) 午前11時00分から
- 場所 秘書課 第一応接室
- 出席者 郡山市国民健康保険運営協議会 奥秋 和夫 会長
郡山市長
事務局職員
- 答申の内容 国民健康保険税率については、現行のまま据え置くことが望ましい。
(※附帯意見については、別紙のとおり)
- その他 今回の答申内容を踏まえて、令和3年6月定例市議会へ議案を提出する予定です。

<郡山市国民健康保険運営協議会>

国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険法第11条第2項に基づき、設置しています。

1 諮問事項（5月28日付け3郡国第581号）

令和3年度 郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定について

2 答申内容

国民健康保険税率については、現行のまま据え置くことが望ましい。

【附帯意見】

依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ウイルスと共存する新しい時代の「生活様式」による感染予防に始まり、新型コロナウイルス感染症の検査体制や医療体制の充実・強化が求められており、国民健康保険制度は、国民の健康を守るセーフティネットとしての役割を担っており、重要と考える。

しかしながら、現状としては、高齢化の急速な進行や高度医療技術の進歩等の影響により、一人当たりの医療費が増加している一方で、低所得者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であるといった構造的な問題を抱えており、本市においても、被保険者数の減少により、税収は減少する見込みであるものの、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政運営が続くものと懸念される。

このような状況の中での、「令和3年度 郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定」については、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、収支バランスを考慮した上で被保険者の負担増加とならないよう国民健康保険事業財政調整基金等を活用し、国民健康保険税率等を、現行のまま据え置くことが適当であるとの総意に至った。

なお、今年3月に「福島県国民健康保険運営方針」の見直しが行われ、県内自治体の保険料（税）の統一時期の目標が令和11年度と明記され、保険料統一後においても 財政調整基金の保有の必要性が示されたことから、保険料統一に向けた取り組みの 中で、今後の国民健康保険税率等のあり方についての検討も重要と考える。

また、引き続き、国民健康保険事業のより健全かつ適正な運営を図るため、各種事業を実施し医療費適正化に努め、国民健康保険税のより一層の収納率向上対策に取り組む必要がある。

3 今後のスケジュールについて

(1) 令和3年6月定例市議会へ議案を提出（予定）

市議会開会日：令和3年6月11日（金）

(2) 令和3年度 国民健康保険特別会計税率等本算定確定（予定）

市議会閉会日：令和3年6月30日（水）

※ 答申を受けた内容を踏まえて、令和3年6月定例市議会へ議案を提出し、市議会の議決をもって決定となる予定です。

4 令和3年度 国民健康保険特別会計税率等本算定（案）について

(1) 保険税率等

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.30%	2.90%	1.90%
均等割	21,000円	7,200円	7,600円
平等割	17,800円	6,300円	4,300円

据え置き

(2) 課税限度額

項目	課税限度額
基礎課税（医療）分	63万円
後期高齢者支援金等分	19万円
介護納付金分	17万円

据え置き